

国立大学法人山口大学一般事業主行動計画

趣 旨

本学においては、平成17年度から次世代育成支援対策推進法第7条第1項の規定に基づき定められた行動計画策定指針の基本的な視点を踏まえ、

- ① 男性も女性も共に、全ての職員が個性と能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を図り、
- ② 仕事と子育てを両立させることができ、また地域社会との共存を図りながら教育研究活動を行うために、行動計画を定め、引き続き積極的な両立支援のための取り組みを進めていきます。

1. 計画期間

次世代育成対策推進法は平成17年度から平成26年度までの10年間の時限立法であるところ、平成26年4月の改正で法律の有効期限が令和7年3月31日に延長された。この計画は、期間中である令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間とする。

2. 内容

目標1 男性の子育てに関する諸制度の利用促進に係る取組を推進していく。

<対策>

令和2年12月～子育てに関する諸制度を周知する。

目標2 計画期間中に男性職員が3人以上、育児休業を取得する。

<対策>

令和3年5月～研修及びニュースレターやメルマガ等を通じて周知・啓発を継続して行うとともに、管理職や対象者以外の教職員への理解促進をし、男性職員がより育児休業・育児参加休暇を取得しやすい職場環境づくりを行う。

目標3 時間外勤務を縮減し、休暇取得率5%増加を目指す。

<対策>

令和2年6月～職員の健康維持・増進、ワークライフバランスを高める意識の醸成、
各部署での業務改善や業務効率化を目的として、部署単位で週1
日以上の日定時退勤日の設定を継続して実施し、定着させる。

令和2年10月～会議を就業時間内に行うことの意識啓発・理解促進のための
周知やポスター掲示を行う。

令和3年5月～各部局における休暇取得率調査を行う。

目標4 さらに柔軟なライフイベントと仕事の両立を可能にする制度設計のために、
多様な勤務形態としてテレワークの実現化に向けた取組を行う。

<対策>

令和2年10月～サテライト事務所でのテレワークについて3名試行し、実現化に
向けた検証をする。

目標5 キャンパス内の子育て支援サービスとして、保育スペースやトイレへのベビ
ーシート等の整備を行う。

<対策>

令和3年10月～各種設備の整備